

2019 年度障害者スポーツ振興事業
「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会等の開催事業」
委託先団体募集要綱

1. 助成の目的

今後の地域の障がい者スポーツ振興の中核を担う指導員を継続的に養成する環境を整備するために「障がい者スポーツ指導員」の養成講習会や資質向上のための研修会の開催を行う。

特に指導者養成・育成に関して、今まで事業を行っていない地域や複数の会場で実施を検討している地域、また新たな受講者層をターゲットとした講習会等を検討している地域において、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会、中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催、有資格者へのスキルアップ研修会を実施する。

また、本事業を通じて都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会が地域の障がい者スポーツの統括組織として体制を整備し、地域における障がい者スポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 委託先対象

本事業は委託事業として実施する。委託先対象は、原則、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会とし、かつ、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

3. 実施形態

- (1) 都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会が主催団体となり、事業を実施する。
- (2) 都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会と障がい者スポーツ指導者協議会が共催で事業を実施する(なお、委託団体は障がい者スポーツ協会とする)。

4. 対象事業

以下の区分に関わる事業を対象とする(1団体が複数応募することも可)。

※他の助成金との併用はできません。

事業区分	事業内容
(1) 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会①	広く地域住民の方を対象とした初級講習会となります。
(2) 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会②	教員(特別支援学校、学級含む)、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブスタッフ等、地域の実情に応じて新たな受講者層を対象とした講習会となります。
(3) 中級障がい者スポーツ指導員養成講習会①	初級障がい者スポーツ指導員を対象にした中級講習会となります。
(4) 中級障がい者スポーツ指導員養成講習会②	日本スポーツ協会公認指導者、日本理学療法士協会登録 PT を対象にした中級講習会となります。開催には県の体育協会および理学療法士会との連携、協力が必要になります。
(5) 公認障がい者スポーツ指導員スキルアップ研修会	公認障がい者スポーツ指導員を対象に資質向上を目的とした研修会となります。

5. 助成対象となる事業の実施期間

本事業の委託契約締結日～2020 年 2 月末日(事業完了)

※委託費の支払い以前の実施費用については、委託先団体の立替によるものとする。

6. 募集期間と提出書類

募集期間は次のとおりとする。締切日までに以下の書類を作成し、送付すること。なお、締切り後の受付および書類に不備がある場合は受理できないので注意すること。

【募集期間】 2019年3月18日(月)～2019年4月19日(金)(必着)

【提出書類】 (1)受託申請書(様式1)
(2)事業計画書(様式2)
(3)予算書(様式3-1、3-2)
(4)開催要項(案)、受講申込書(案)、日程表(案)
(5)謝金・旅費・賃金等の規程・規約等

※1 団体が複数の事業区分を応募する際は、優先順位を受託申請書に記載すること。

7. 委託費と対象経費

委託費は、以下のとおりとする。

- (1)初級障がい者スポーツ指導員養成講習会①、②:25万円
- (2)中級障がい者スポーツ指導員養成講習会①:100万円
- (3)中級障がい者スポーツ指導員養成講習会②:60万円
- (4)公認障がい者スポーツ指導員スキルアップ研修会:30万円

また、委託費の支出科目は国庫補助金の規程に準じて、以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金、保険料

* 詳しくは別紙の「経費支出について」をご参照ください。

* 委託費の入金は6月以降の予定です。

* 本事業では備品の購入はできません。また、支出については、すべて委託先団体の規程により行ってください。

8. 選定方法及びその結果

- (1) 選定結果については、2019年5月中旬を目途に文書をもって知らせる。また、決定した事業については、当協会ウェブサイトで公開する。
- (2) 他の機関の助成等を受けて該当事業を実施することとなった場合は、採択後であっても受託申請を辞退すること。
- (3) 選定結果に関するいかなる問い合わせ等については答えられない。

9. 委託先団体の決定と決定後の事務手続き(提出物)

委託先団体の決定後、以下の書類を提出すること。

- (1) 委託契約書・・・内容を確認の上、委託先団体の長が署名捺印し、事業計画書とともに 2部提出すること。
- (2) 請求書・・・・・・事務手続きの簡素化から、委託契約書と同時に請求書を提出しても構わない。

10. 委託事業に係わる消費税の取り扱い

当協会との委託事業契約に基づき実施する事業の委託金については、国等からの補助金と同様の扱いとし、「特定収入」として取り扱うこと。また、消費税の計算にあたり簡易課税を選択されている団体についても、本委託金は課税対象外の収入として取り扱うこと。

11. 開催要項

開催要項は、以下の項目を含め作成すること。ただし、講習会の実施内容の特性により記載内容および順が一部異なる、または記載項目が追加されていても差し支えない。

(1)目的 (2)主催 (3)後援 (4)協力 (5)期間 (6)会場 (7)講習内容 (8)受講対象者
(9)定員 (10)受講料 (11)申込み先 (12)問い合わせ先 (13)受講者の決定 (14)講習テキスト
(15)安全対策(保険など) (16)個人情報の取扱い (17)その他

注1) 後援に「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を明記すること。

注2) 初級、中級障がい者スポーツ指導員養成講習会は、指導者制度に定めたとおり、開催の 3 カ月前までに最終の開催要項、申込書等を添付し、開催申請に関する手続きを行うこと

注3) スキルアップ研修会は、開催の 3 カ月前までに最終の開催要項、申込書等を添付し、所定の開催申請用紙にて開催の手続きを行うこと

12. 受講料

講習会の受講料は徴収しても良いが、受講料の有無、金額については主催団体が今までに実施している講習会等の実績を参考に協議し決定すること。ただし、受講料を徴収した場合は事業経費の収入として取扱うこと。

13. 指導員養成講習会(初級・中級)の実施内容および修了後の資格申請

指導員養成講習会(初級・中級)の実施内容および受講修了者の資格申請については、日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度に則って実施すること。

14. 事業報告

事業報告は、助成事業の完了から 1 カ月以内又は 2020 年 2 月末日(消印有効)のいずれか早い日までに提出すること。

※事業報告はその後、当協会がとりまとめ、2020 年 4 月 10 日までにスポーツ庁に提出する。

(1)完了報告書

完了報告書は、委託先団体の長が押印して提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

(2)決算書

決算書は、領収書及び納品書のコピーを添付し提出すること。また決算書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

※その他、事業報告に関する詳細については、追って連絡する。

15. 問合せ先及び送付先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部

担当：滝澤・山下

E-Mail: d-yamashita@jsad.or.jp(山下)

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6 ユニゾ水天宮ビル 3F

TEL) 03-5695-5420(直通) FAX) 03-5641-1213

問合せ時間 月曜～金曜 AM9:30～PM5:45

※ この募集要綱は、2019 年度国庫補助事業(スポーツ振興事業)の予算の状況によっては内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。